

令和7年度第2回岩手県要保護児童対策地域協議会議事録

開催日時：令和8年1月9日（月）14時00分～15時30分

開催場所：岩手県水産会館 5階大会議室

出席委員：稲田泰文	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会
佐藤 孝	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・児童福祉施設協議会
山影光子	岩手県里親会
青木修治	一般社団法人岩手県歯科医師会
坂水かよ	一般社団法人岩手県立幼稚園・認定こども園連合会
佐藤 修	岩手県小学校長会
佐々木秀毅	岩手県中学校長会
加藤源広	特定非営利活動法人もりおかユースポート
櫻幸恵	一般社団法人ふたば
須山通治	岩手弁護士会
(代理)小笠原奈穂子	岩手県教育委員会事務局学校教育室
(代理)渡邊浩志	岩手県警察本部生活安全全部人身安全少年課
中軽米奈美子	岩手県福祉総合相談センター
小原奈恵	岩手県一関児童相談所
長谷川寿子	岩手県宮古児童相談所
前川貴美子	岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

1 開 会

2 構成員紹介

構成員の変更

岩手県民生児委員協議会副会長が交代のため佐藤千春氏となる

3 議事

(1)「児童虐待防止アクションプラン（2026～2030）」の最終案について

【事務局からの説明】

意見等なし。

【児童虐待防止アクションプランやさしい版を作成するにあたって工夫した点や苦勞した点】

○福祉総合相談センター

伝えたいことを省略しながら分かりやすく作成することを工夫した。

○一関児童相談所

専門的な内容や制度に関する説明については、県民の方にも取り組みの趣旨が伝わるように表現や構成を工夫する必要があると感じていたため、子どもが読んでも理解しやすい言葉選びを心掛けた。作成を通して、児童虐待防止は児童相談所だけで解決するものではなく、市町村や学校などたくさんの機関の取り組みが重なり合って成り立っていることを実感した。また、県のプランの作成に関わることで、日々の児童福祉司としての業務が県全体の方針の中に位置づけられていることを改めて理解できた。今後も計画を意識しながら現場での支援に取り組んでいきたい。

○宮古児童相談所

どんな児童にも伝わるような表現を意識して取り組んだ。文字だけではなくイラストや数字を使って工夫しながら作成した。私は児童福祉司と、児童指導員を兼任しており、一時保護所で児童に説明する機会があるので、今回の経験を自身の業務に活かしたい。

【各機関で重点的に取り組んでいきたい事項について】

○社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・児童福祉施設協議会 佐藤孝構成員

虐待を受けた子どもたちを養育するという立場で、今回のプランを考えると、子どもたちの意見を聴くことを、より高めていくことが一番大事だと思った。今年度から子どもアドボカシー事業が本格的になり、岩手県内の全ての児童養護施設で始まった。当然、全てをアドボカシーに任せるわけではなく、施設としても子どもの意見をしっかり聴くことを今まで以上に心がけていきたいと考えている。

○岩手県里親会 山影構成員

里親とは、虐待を受けた後の子どもたちの対応であり、心に傷を持った子どもたちに、安らかな気持ちになってもらう場である。そのため、どんな子どもにも対応できるような専門的な知識を得なければならない。日々、専門の先生方に御意見を聞いて勉強して過ごしている。今年度も皆様のご協力のもとにたくさんの勉強会を行うことができた。来年度もよろしくお願ひしたい。

○一般社団法人岩手県歯科医師会 青木構成員

歯科医師会としては、児童虐待防止研修会を行っている。歯科からみた虐待はどのようなものなのか、また、日常の診療で虐待かなと思ったら躊躇なく通告することを会員に伝えてきた。また、ヤングケアラーの研修もここ数年行っている。学びを活かして、学校の歯

科検診の際にも、細かな気づきを大切にしていきたい。

○一般社団法人岩手県立幼稚園・認定こども園連合会 坂水構成員

虐待について理解して周知していくことがまず大事なかなと思った。保護者が子育てについて分からないことがあっても、ちゃんと説明すれば分かる力を持っていると感じているので、必要に応じて関係機関の力も借りながら進めていきたいと思っている。

アンケートで、虐待を受けた子どもの話をちゃんと聞いてくれる人を増やすということが書かれてあり、とても心に残った。まずは、私たちが話をちゃんと聞いてあげられるように心がけていきたい。

○岩手県小学校長会 佐藤構成員

小学生の相談件数が特に多いこと、また小学校が発見して相談することが多いということで、小学校の役割の大きさを改めて感じている。

小学校では今、ネグレクトが大きな問題になっている。オンラインゲームを夜遅くまでして、朝起きられず、不登校になるケースや、いじめに繋がるケースなどもある。

身体的虐待にしても、担任が気づいて校長、副校長が判断して、児童相談所やこども家庭センターに伝えることがあるが、どこに通告すべきか迷うこともある。具体的にどんな場面でどこに相談すべきなのか、迷わずに対応できるようなマニュアルがあればありがたい。

○岩手県中学校長会 佐々木構成員

プランの内容について、以前の虐待の対策や対応と比べ、保護者に対する対応やケアなどが多く取り入れられるようになったと感じている。

我々職員は子どもの様子を常に観察して、おかしいことがあったら通告する義務があるので、我々の判断で通告するかしないかということ、躊躇するのはダメだと言っている。しかし実際には、児童相談所に通告するとなると、ほとんどの子どもが抵抗を示す。通告したことに対して、親が怒ってしまうのではないか、家に帰るのが怖いという子どもがたくさんいた。以前は保護者へのケアについては、重要視されていなかったが、ここに来て、保護者にもケアが必要だということがこのアクションプランには、より多く取り込まれていると感じた。我々としては、通告をすることは義務なのでこれから続けていきたいとは思いますが、どうか子どもの気持ちに寄り添って、大人の都合ではなくて、その子どもが何を望んで、どうしてほしいのか、親身になって最後の最後まで聞き取ってほしい。そして子どもが将来大人になったときに、あの人や、あの施設にお世話になって今の自分があると思ってもらえるようないい意味での経験がそこでできるように関係機関と連絡を密にして、これからも連携をしていきたいと思っている。今後ともよろしくお願ひしたい。

○特定非営利活動法人もりおかユースポート 加藤構成員

私たちは、社会的養護自立支援事業、ヤングケアラー支援事業、こどもの放課後の居場所づくり、中学生の学習支援などを行っている。このアクションプランを読んで、大変重要な事業をさせていただいているなと思い、身が引き締まる思いで拝見した。

社会的養護自立支援拠点事業については、児童養護施設や里親相談支援員さんと一緒に連携ができていて、ほとんどのお子さんが継続して支援に繋がっており、今後も支援を頑張っていきたいと思っている。

ヤングケアラーの支援については、なかなか直接相談に来てもらえることがなく、今年度上半期で 25 人の相談があるが、実際のヤングケアラーは 10 人もいない状況。かなり家庭の状況が複雑だと思ったケースでも、支援できることが少なく、その辺でも苦労している。引き続き、子どもたちへの周知をしていくと共に、地域の方とも連携して支援を強化していきたいと考えている。

子どもの居場所や、学習支援の方でもこの家庭は難しいそうだなと思う子どもがいるので、そういった子どもたちにも丁寧に声をかけながら関わっていきたい。

○一般社団法人ふたば 櫻構成員

アクションプランに当事者の意見が反映されていたこと、子どもの権利擁護の記載が明確になったこと、親の支援が記載されたことはすごく意味があると思った。

虐待防止には、発生予防と早期発見がとても重要だと思うので、子どもの生活圏にあるこども家庭センターに、子どもが声を出せる場所を整備していただければいいと思う。我々としては、子どもアドボカシーとして、児童相談所や養護施設に訪問して普及啓発を今後とも進めていきたい。私たちの感覚では、子どもアドボカシーはただの傾聴ではなく、話を聞いてその子が一步を踏み出す、その力になれるような活動だと思っているので、そうした活動をこれからも担っていきたい。予想以上に子どもからのリクエストが多く、予算が足りなくなっているが、これまで以上に子どもの声に応えられるように、対応していきたいと思っている。

この先は、認定こども園や、学童とも連携しながら子どもの相談に乗っていきたくて考えているが、そのためには、アドボケイトの数が圧倒的に不足しているので、養成にも貢献していきたい。

地域で子どもを支えていくには、地域の方たちの意識啓発も大切になる。今年度は県内 30 回弱の講演会や研修会を開催した。引き続き研修や講習会にも積極的に関与して、地域と連携していきたい。

○岩手弁護士会 須山構成員

虐待の問題に我々が貢献できることとして、いじめに関する出張授業を教育委員会との協力で、県内の小中学校に今年は 30 回ほど実施した。いじめというのは、個人の尊重

の侵害であり、今回のアクションプランにも子どもの権利擁護という言葉があるが、権利の主体でみんなが幸せになろうと思って生きている、それを邪魔するようなことはダメだということを我々の立場から伝えてきた。

我々は少年非行について付添人という立場に関わりをもつ。だいたい非行に走る人の多くは、背景に虐待やいじめが隠れているので、そういったところから、虐待に気づくことができている。また、子どもの意見尊重の部分では、子どもは離婚の話し合いでも、親や裁判所が決めたことに、ただ従うだけになっている。そこで、こどもの手続代理人制度というものがあるのでぜひ利用して子どもの意見を反映してほしい。

また、再発防止の取り組みとしては、弁護士は被告人の刑を軽くするために、再発防止策を構築し、今後の方向性や支援などを考え支援している。これらを踏まえ、気軽に弁護士に相談してほしい。

○岩手県教育委員会事務局学校教育室（代理出席）小笠原構成員

要対協についてはかなり知れ渡ってきたかなと思うが、県立学校は我々からの発信がまだまだ足りないと思うので、現場に周知していきたい。

児童相談所の若手の方が今日来ているということで、ぜひお願いしたいことがある。県立学校、支援学校に電話をかけるとき、どの法律に基づいてその話を聞きたいのか、そしてその情報がどこでどのように扱われていくのかということを伝えてほしい。そうすることで、市町村要対協との連携も取りやすくなる。

岩手県こどもモニターの調査では、虐待について相談したい対象に、学校教職員をあげている回答が多くあったので、現場にもフィードバックできればと思う。

学校教育室の事業として、24時間SOSダイヤルがある。基本的にはいじめ等を想定した相談ダイヤルになっていて、県内全ての児童にカードを配り周知をしている。虐待に対する相談等もあるのでそういった場合には、児童相談所勤務経験のある者が適切に対応している。今後も、教育相談体制の充実、心のサポート、SOSの出し方教育など、教育委員会で力を入れていく。

○岩手県警察本部生活安全部人身安全少年課（代理出席）渡邊構成員

児童虐待があった場合、児童の安全を迅速に確保することが私たちの大きな役割と考えている。その中で、警察だけで全てができるわけではなく、関係機関の皆様方と協力しながら進めていけるもの。今後も多方面にお願いをすることがあると思うが、それも子どもの安全確保の為と思って協力していただければと思う。

○岩手県福祉総合相談センター 中軽米構成員

アクションプランの4つの柱のうち、センターで担う役割が大きいのは、虐待の相談機能と対応の充実、そして虐待の再発防止と自立支援と思っている。

まず、虐待の相談機能と対応を充実について、児童相談所としては、専門機関として市町村の子ども家庭相談の後方支援を担う役割がある。これまでも様々な機関から依頼を受け、研修会の講師等を派遣している。昨年度は18か所、管内の市町村の要対協の構成機関や地域で子どもの支援に関わっている支援者を対象に、対応力の向上等のための研修会を実施した。この取り組みについては、その時々状況やニーズに沿って内容を充実させながら継続していきたいと考えている。

一時保護の子どもたちの権利擁護については、当センターでは今年度から一時保護児童の意見表明支援として、子ども会議というのを毎月開催している。子どもたちのさまざまな意見を出し、話し合いをし、可能なものは反映していく取り組みを始めたところ。今後はアドボケイトの活用を検討も含めて、権利擁護の推進をさらに図っていきたいと考えている。自分たちの出した意見が、実際に反映されたという経験が子どもたちにとって大きなものになると思っている。

再発防止の取り組みとしては、虐待で傷ついた親子関係を、虐待のない関係に再構築していく、そのために保護者に対するペアレントトレーニングあるいは、支援プログラムを実施していき、合わせて、子どもへのケアが児童相談所の重要な役割だと考えている。プログラムの導入にあたり、保護者に必要性を理解してもらうことが難しい場合もあるし、仕事をしている保護者が多い中で、平日の日中に来所することが難しい場合が多いが、今後も親子再構築のための取り組みを引き続き行っていきたい。

○岩手県一関児童相談所 小原構成員

民生児童委員協議会の研修会に参加して講師として伝えてきたことは、地域での見守り、小さな気づきを大切にしながら、躊躇ない通告を行うということ。これからも、市町村からの依頼があれば、研修会に行き説明していく。

一関児童相談所では、いま一時保護児童が保護定員を超えており、各施設に一時保護の委託をお願いしている。市町村の後方支援として市町村と関係を密にしてやっていけたらなと思っているし、職員の育成にも力を入れていかなければならないと思っている。

また、里親とのマッチングにも力を入れていきたいと思っている。

○宮古児童相談所 長谷川構成員

昨年の夏から、ふたばさんがアドボケイトとして月1回、一時保護所に入ってくださっている。その取り組みの前に、櫻先生を通じて県立大学の学生さんに、権利ゲームを作ってもらい、子どもたちと職員が、子どもの権利について学ぶ機会を得た。それを踏まえ、職員にも子どもの権利条約についてもっと勉強していかなければいけないと思っている。

また、一時保護開始や解除の際に、児童相談所の職員が必ず子どもの意見を聞くことになっているが、その形式的なことだけではなく、それぞれに応じた理解を得るために、繰り返し子どもの思い、願いが叶わなくても、きちんとフィードバックして伝えるというこ

とを大切に、私たち職員もしっかりと経験を積んでいきたいと思っている。独立のアドボケイトさんの立場を尊重しながら、子どもの意見をしっかり聞いてアドボカシーの実現をしていきたいと思っている。

また、先ほど佐々木構成員さんがお話したように、児童相談所に相談すると親から虐待を受けるという事例が実際にあった。それを踏まえ、学校の先生との連携も非常に重要であり、こども家庭センターと児童相談所でも顔の見えるような関係性を作っていくことで、学校の先生方が迷わずに、すぐ相談できる体制になると思うので、体制作りと情報交換をしっかりしていきたい。

○岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 前川構成員

今回虐待防止アクションプランを取りまとめるにあたり、沢山の方々と繋がり、その声を聞いて、それをプランに反映させ、我々のところで集約して、またそれを適切に繋げるという、ハブとしての役割が我々にあると感じながら今年度取り組みを進めてきた。

今、市町村でこども家庭センターの設置が進んでいるが、まさにこのこども家庭センターは、母子保健と児童福祉の一体的な支援を進めるというところが肝となっている。児相職員は、毎年のように、児相職員を増やし、体制の強化を図ってきているが全国的にも虐待の相談対応件数は高止まりの状況であり、虐待の対応は児童相談所だけでは限界になってきていると感じる。そのような中で、母子保健との一体的支援として、母子保健で川上対策を担わなければならないという動きがでてきている。虐待が起こってから対応では限界があるので、虐待に至る前の早期での発見と対応というところで、母子保健ともしっかりと連携していけるようにしていくのが、子ども子育て支援室としての役割と思っている。

また、今回のプランで我々が一番強く意識したのが、子どもの声、意見をしっかり反映させていくこと。子どもに関することを、子ども抜きで決めないということが大事と考えながら、できるだけ子どもや若者の声を取り入れた。また、今回若い職員の方々にも参画してもらい、自分事としてアクションプランに関わるのが人材育成にも繋がると考えながら今年度工夫をしながら進めてきた。

本日お集まりの皆様と引き続きいろいろな場面で連携をしながら、時にぶつかることもあるかもしれないが、そこでしっかりお互いに話し合いをして解決に繋げていけると思っているので、我々はハブとしての機能を引き続き頑張っていきたい。今後ともよろしく願いいたします。

○岩手県中学校長会 佐々木構成員

子どもへの支援で、それぞれの組織と関わる中、気になる言葉がずっとあった。それは「できることと、できないことがある」とよく言われること。もちろんそれはその通りだが、それを子どもに説明して、納得してもらえないはずがない。協議会をやることも大切だ

が、困っている子どもの意見をしっかり聞いてから、現場の学校と児相と警察と、あるいは他の組織と集まって実際に今何に困っていて、これからどういうことをお互いに進めていけばいいのか、実際に子どもの支援をしている職員同士が、膝を突き合わせて意見を交換できる機会を設けて欲しいと思っている。そうすることで、子どもが辛い時に、どのように対応したらいいか明確に分かるのではないかと思った。

○岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 金野担当課長

児相や警察、教育関係での子どもに関わる情報共有は、まさに要保護児童対策地域協議会という仕組みにあると思う。いま皆さんがお集まりの県要対協は組織の代表の方に集まってもらっている場なので、個別の事案等を話すというよりは、全県視点で考えるということで、まさにアクションプランの御意見をいただいているような場となっている。一方、市町村要対協の中でも、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議があり、個別ケース検討会議はまさに当事者を対象に議論が交わされることになる。個人情報の問題もあるので、関係する皆さんで議論がなされることになる。児相の方から、市町村要対協のやりとり等紹介できることがあればお願いしたい。

○岩手県一関児童相談所 小原構成員

代表者会議は組織のトップの集まりであり、実務者会議は年間3、4回行われている。個別ケース検討会議は市町村が主催となり、そこに関係する方々で、より具体的なケース会議をしている。頻繁にやっているケースもあるし、ある程度情報共有をして、次は実務者会議でといった流れになることもある。うちの管内は学校が主催するときもあった。学校において、まだ児相でも市町村のケースでもないが、気になる子がいるという場合は、学校に集まってそこで話し合いをし、市町村主体で児相が後方支援をしているもの。

○岩手県中学校長会 佐々木構成員

これまで支援してきた中で、児相と保健所と警察とたらい回しになる経験を何度もしてきた。要対協の実務者レベルの会議も地域の校長として参加したことはあるが、そこで話されている内容は守秘義務のある案件で、個別の名前なども出てきてはいるが、ケースについて一つ一つにということではなかったので、個別のケースについて、これはどの機関に相談して、連携はどうすべきかなどの詳しい確認ができる場があったらいいと思った。

組織の中でやれること、やれないことは確かにあるとは思いますが、それは子どもにしてみれば大人の目線の話であり、実際に苦しんでいる子どもは、今日も家に帰ったら虐待をされるかもしれない。けれど、家には帰りたい。結局最後は親と一緒に居たいという子どもがほとんどなので、そういった子どもが路頭に迷わないように、どこに行ったら相談に乗ってもらえるか、どこに行ったら守ってもらえるのかというところを、お互いに話し合う

機会があればいいなと思った。

○一般社団法人ふたば 櫻構成員

スクールソーシャルワーカーをしていた時、困難ケースが沢山あり、話し合いを持つようなことも何回かあった。出来ないことがあるから連携すると思っではいるが、ただ要対協のような場所だと、公の意見しか言えなくなってしまうので、やはり、小さな場所で区切ることがすごく重要だと考えている。先生方、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、学校に見相、市町村、警察にも来てもらって話をした。お互いにできること、できないことをその場で話し合い、子どもが真ん中にあるイメージで、やれることを持ち寄って解決をしていった。それは、なんとなくでは出来なくて、きちんとした場を設定することと、だれが主導してやるかということを進めていくことが必要。スクールソーシャルワーカーが入って、そういう場ができていけばいいと思う。

実はスクールソーシャルワーカーは、大昔は学校の先生がやっていたという歴史がある。なので、学校の先生から発信をしていただく中に、福祉の専門職や、心理の専門職や、警察等が入って、子どもと本音の話ができる、そういう場所がぜひともできればいいかなと思う。

子どもにできないと言うことが辛いという話もあったが、大事なことは、あなたのことを本気で検討したということ、子どもにしっかりフィードバックすることで、分かってもらえる。また、そういう場に当事者がいないと、いつまで経っても支援者の意見でまわってしまう。私たちは当事者の為に話し合いをしているのだから、その場に、子どもや親にも参加してもらって、当事者の意見をみんなで聞いていくことでやっと支援が機能していくと思う。佐々木構成員の意見が本当にその通りだなと思ったので、ぜひそういう場を持てるように進んでいければいいなと思った。

○稲田会長

それぞれの構成団体の中で、抱える課題というのはあると思う。皆さんが集まっているこの場で、こういう課題があるという意見を話していただいて非常に貴重なことだと思う。この場で出た意見も吸い上げながら、市町村要対協へ反映されるような形になるのが、県の要対協の役割でもあるのかなと思う、今後ともよろしくお願ひしたい。

それでは、次期児童虐待防止アクションプラン最終案については終了とする。なお、プランの策定に係る文言の微修正などの作業は事務局に一任することとし、事務局はプランの策定を進めていただくようお願いしたい。

(2) その他

○岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 前川構成員

2月3日に第2回子ども子育て会議を行い、児童虐待やトラウマケアなどをテーマに意見交換したことを御報告します。

子ども子育て会議は9月に第1回を開催し、その際には委員の皆様から、声を聞かれにくい子どもや若者への配慮が必要ではないかという意見が多く出た。それも踏まえ、第2回の会議では、次期児童虐待防止アクションプランの策定に向け、声を聞かれにくい子どもにも配慮しながら意見を聞き、計画にも反映するよう取り組んだことを伝え、今後このような取り組みをより良いものにしていくための御意見や、トラウマインフォームドケアの視点などについても意見交換をした。

虐待経験者の声も反映させたいと思っていたので、今年度は民間団体のチャイルドラインさんとの共催で、虐待経験者さんの声から学ぶ機会を設け、たくさんの気づきや学びを得た。心の傷は、子どもだけではなく、実は虐待している親自身にもあり、子どもの頃に自分も虐待を受けていたという傾向も多くある。そこで親自身もトラウマを抱えているかもしれないという視点を持ち支援をしていくことが重要になる。こうしたトラウマインフォームドケアの視点を持つことは、昨年12月に改訂された子ども虐待対応の手引きにも明記され、虐待を受けた子どものみならず、親への支援についても重要な視点とされている。

本県ではトラウマインフォームドケアについては、児童相談所のみなさんにも取り組んでもらっているが、東日本大震災津波の被災地において県が委託している、いわてこどもケアセンターが、被災地で実施し、多くの子どもや保護者へのトラウマからの回復へ支援をしてきた。副センター長の八木先生も、様々な問題を持つ子どもに関わるときに、トラウマが隠れていないか、トラウマがどんな影響を及ぼすかということを知った上でケアをすることが大事だとお話されていた。また、こどもモニターの結果等を見て、相談したい相手は、友達や親など身近な人たちが多いということもあり、相談を受けた側のケアも必要ではないかというお話もあった。またトラウマケアについても学ぶ機会があるといいという意見もあった。今後は虐待対応の更なる充実を図る上でも、こうしたトラウマインフォームドケアについても進めていければと考えている。

その他

事務局より ヤングケアラーのミニ冊子の紹介

4 閉 会